

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

△:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

□:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	
270515008	26年10月14日	27年4月23日	27年5月15日	砂糖・でん粉の価格調整制度。豚肉差額関税制度の見直し	<p>わが国農業の競争力・体質強化を図るとともに、消費者負担から納税者負担への移行等の検討を進め、日米資源作物等の生産振興などの目的で需要者から徴収されているマークアップや調整金の見直し、需要者や消費者の負担を軽減するとともに、この一環として、豚肉の差額関税制度の抜本的見直しを検討すべきである。</p> <p>砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している(価格調整制度)。</p> <p>しかし、マークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となっているほか、国内産の生産増大(外国産の輸入減少)や制度の対象とならない小麦調製品・加糖調製品等の輸入増大等が起これば収支の悪化から財源不足に陥る懸念があるなど、不安定な制度設計となっている。また、豚肉の差額関税制度についても、その適正な運用に向け2012年4月に豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等が図られたところであるが、制度自体が不正行為を誘因している面も少なくないとの指摘もある。</p> <p>昨年の回答では、TPP交渉の進捗状況も踏まえながら検討したいとのことであったが、現在TPP交渉の中でも豚肉の関税撤廃について議論されているところであり、こうした状況も踏まえつつ、制度を抜本的に見直す必要がある。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農務省 農林水産省	<p>【砂糖・でん粉の価格調整制度】 砂糖・でん粉については、価格調整制度の下、輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産品との内外コスト格差を是正するため、輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、これを主な財源として、生産者及び製造業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。</p> <p>【豚肉差額関税制度】 豚肉の差額関税制度は、輸入品の価格が524円/kg以下ときには、基準輸入価格(546.53円/kg)に満たない部分を関税として徴収することで、国内養豚農家を保護する一方、輸入品の価格が524円/kgより高いときには、従価税(4.3%)を適用することになり、輸入品の関税負担を軽減し、消費者の利益を図るとい仕組みです。</p>	<p>【砂糖・でん粉の価格調整制度】 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第五節、第十九条、第二十一条、第二十七条、第三十三条、第三十五条</p> <p>【砂糖・でん粉の価格調整制度】 対応不可</p> <p>【豚肉差額関税制度】 その他</p>	<p>【砂糖・でん粉の価格調整制度】 砂糖・でん粉は、国民生活上なくてはならない基礎的物質であり、我が国食料安全保障上も極めて重要な品目であることから、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。また、原料となるてん菜、さとうきび、かんしょ及びばいれいしょは、北海道、鹿児島県及び沖縄県の地域経済や地域の雇用を維持するため極めて重要な作物です。一方で、これらの作物には国内生産者の経営努力では埋め立てることができない内外の競争条件の格差が存在するため、国内産砂糖・でん粉の安定供給、自給率の向上、及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の安定的な運営が必要であると考えています。</p> <p>【豚肉差額関税制度】 豚肉の差額関税制度は、国内養豚農家の保護と消費者の利益の確保という二つの課題に対して許可を与えるものとして措置されたものです。本制度については、これまで、生産者、関係事業者及び消費者と意見交換を行ってきたところであり、今後の制度のあり方については、引き続き、TPP協定交渉参加に関する衆参両院の農林水産委員会決議やWTO等の国際交渉の進捗状況も踏まえながら検討すべきものと考えています。また、豚肉の不正輸入の防止については、財務省(税関)においては、引き続き、輸入申告に係る審査・検査の充実に努めており、農林水産省においては、食肉関係業界に対して法令遵守の徹底を指導するなど、厳正に対処しているところです。</p>	
270630051	27年5月21日	27年6月17日	27年6月30日	タバコの特小売販売における「施設内に喫煙設備を設けること」の条件は廃止・撤廃すべき	<p>「製造たばこ小売販売許可等取扱要領」における、タバコの特小売販売及び出張販売における「施設内に喫煙設備を設けること」の条件を廃止・撤廃すべき</p> <p>1.健康増進法第25条の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」で、「受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。」とされている。さらに2010年7月の通知でも、「施設の出入口付近にある喫煙場の取り扱いについて、健康増進法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸われることを含むため、喫煙場を施設の出入口から離れ離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、ご配慮頂きたい。」とされている。</p> <p>2.また、タバコ規制細則第8条の受動喫煙の危害防止のガイドラインに明記されているように「100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である。」、喫煙設備からは煙は必ず漏れる。</p> <p>3.しるかに上記要領では「特定小売販売」の劇場、旅館、飲食店、大規模な小売店舗、駅、事務所その他の閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所や、「出張販売」の許可の条件に、「施設内に喫煙設備を設けること。」とされている。</p> <p>4.この条件は、施設管理者に喫煙施設を義務付けることになっていて1項の健康増進法と健康局長通知に反するし、「喫煙施設」には何の定めも無く、オープン式の喫煙施設でも構わない訳で、同じ施設を利用する非喫煙者に受動喫煙の危害を与えることになるので、これをタバコ販売の許可条件とすべきではない。</p> <p>5.現に、この要領の第2章第42の「許可の条件の特例」にあるように、健康増進法の施行以前に販売許可を受け、「受動喫煙防止等の観点から喫煙設備を撤去した場合(、当分の間)設備を設けなくても良い」との特例が認められていることから、この実績からしても、この「当分の間」を削除し、かつ施設内に喫煙設備を設けること、そのものをタバコ販売の許可条件から外し、廃止・撤廃とすべきです。</p>	(一社)日本禁煙学会、子ども無煙環境を推進協議会	財務省	<p>製造たばこの小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければなりません。一般小売販売の許可においては、新規許可申請者と既存の一般小売販売業者との距離基準を設けており、この距離に達していない場合は原則として不許可となります。</p> <p>しかしながら、劇場、旅館、飲食店、大規模な小売店舗、駅、事務所その他の閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所において製造たばこの小売販売を営む特定小売販売については、同販売業者が販売する製造たばこは、これらの施設内で消費されるものと考えられることから、一般小売販売の許可と異なり、上述の距離制限を適用してありません。</p> <p>また、既に小売販売の許可を受けた者が劇場、旅館、飲食店、駅、事務所その他の閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所において出張販売を行う場合にも、たばこ事業法に基づき、出張販売場所ごとに財務大臣の許可を受けなければなりません。この出張販売の許可についても、特定小売販売の許可と同様の理由から距離制限を適用してありません。</p> <p>このように、特定小売販売及び出張販売の許可において距離制限の適用除外としているのは、これらの店舗で販売された製造たばこが閉鎖性のある施設内で消費されるものであるためであり、許可に当たっては、この点を担保するために「施設内に喫煙設備を設けること」との条件を付しているものです。</p> <p>ただし、許可条件の特例として、健康増進法の施行前に特定小売販売又は出張販売の許可を受けた者については、受動喫煙防止の観点から当該施設内の喫煙設備を撤去した場合であっても、当分の間、「施設内に喫煙設備を設けること」との条件は適用しないこととしています。</p> <p>これは、喫煙設備を撤去した場合に許可を取り消すと、喫煙設備の撤去が円滑に進まなくなることが懸念されたために、受動喫煙防止対策を促進するためにこのような取扱いとしたものです。</p>	<p>たばこ事業法第22条、第23条、第24条、第26条、たばこ事業法施行規則第20条、製造たばこ小売販売許可等取扱要領</p>	<p>特定小売販売及び出張販売の許可は、閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内で、当該施設の利用者向けに製造たばこを販売する場合を対象に、距離制限の適用除外として許可を与えるものであり、特定小売販売等の許可に当たっては、これらの店舗で販売された製造たばこが施設内で消費されることを担保するために、「施設内に喫煙設備を設けること」との条件を付しているものです。施設管理者が施設内での喫煙を認めない場合には、当該施設内では特定小売販売等の許可を行わない運用としていくところです。</p> <p>従って、施設管理者が施設内で製造たばこを販売するためには、「施設内に喫煙設備を設ける必要」がありますが、施設管理者が施設内における喫煙を認めないのであれば、施設内で製造たばこを販売する必要もなく、特定小売販売等の許可を受ける必要もなく、「施設内に喫煙設備を設ける必要」もありません。</p> <p>このように、特定小売販売等の許可に「施設内に喫煙設備を設けること」との条件を付すことは、施設管理者に喫煙設備の設置を義務付けるものではありませんので、当該許可条件を廃止する必要はないと考えます。</p> <p>また、健康増進法施行前に特定小売販売等の許可を受けた者が喫煙設備を撤去した場合であっても、当分の間、「施設内に喫煙設備を設けること」との条件を適用しないことについては、喫煙設備の撤去を円滑に進めるためのものであり、受動喫煙防止の観点からは、「当分の間」は削除すべきではないものと考えます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)		
270831006	27年4月16日	27年5月15日	27年8月31日	対面原則・書面交付原則の撤廃とIT活用新法の制定	<p>提案理由・現状の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取引の重要事項説明での対面規制の完全解禁 ・遠隔医療の推進 ・処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 ・デジタル教科書の承認 ・処方せん電子化及び積極活用の早期実現 ・金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 ・インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁) ・株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化 ・会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進 ・電子私書翰の活用(電子私書翰に届けられたデータの法的効力検討) ・民間ソフト、アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現 ・政府・自治体から国民への書類通知や証明書発行も電子交付にする ・マイナンバーを活用した本人確認の実現(マネロン法令改正) <p>具体的要望事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)対面原則・書面交付原則の撤廃によるITを活用したイノベーションの推進 (2)マイナンバー制度の導入を前提に、IT活用を一層推進するため、電子化を優先するという原則を宣言し、併せて、その実施に際して必要となる諸制度の見直しを含めた「IT活用新法」を検討すべき。 <p>提案理由・現状の問題点</p> <p>(1)当連盟は、従来より、対面原則・書面交付原則の撤廃を掲げており、行政や各産業・サービスでITを徹底的に活用することが生産性の向上や産業競争力の向上につながる。日本再興戦略にも記述がされているが、個別に実現されていない事項はまたた(さん)であるのでそれを実現する必要がある。具体的事例は、以下参照。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号(マイナンバー)法において、市町村長は、申請に基づき、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の事項が記載され、本人の写真が表示され個人番号カードを交付することとされています。	【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号(マイナンバー)法において、市町村長は、申請に基づき、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の事項が記載され、本人の写真が表示され個人番号カードを交付することとされています。	【内閣官房】 検討に着手	【内閣官房】 具体的要望事項 (1)「ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の趣旨を実施しました。趣旨の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えられます。 (2)国民が日々の生活や経済活動において情報通信技術(IT)活用による利便性を真に実感できるよう、マイナンバー制度の運用開始やパーソナルデータの利活用に関する法律の見直し等、必要なITを利用するための基盤を活用しつつ、様々な分野でのITの利活用や円滑な情報流通を加速させるため、必要に応じて法制上の措置の検討を行います。	【内閣官房】 個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国に住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。 マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。	【内閣官房】 【総務省】 平成25年に成立したインターネット選挙運動に係る公職選挙法の改正は、議員立法として提案され、国会における御議論を経て行われたものです。その際、改正法の附則において、一般有権者への電子メール解禁については、インターネット選挙運動の実施状況の検討を踏まえ、適切な措置を講ぜられるものとするとされており、また、解禁後の課題の検討を行うため、各党協議会が設置され、議論がなされてきておりと承知しています。一般有権者への電子メール解禁等を含むインターネットを利用した選挙運動のあり方については、選挙制度の根幹に関わる重要な事柄であり、これまでの改正経緯を踏まえ、各党各会派において御議論いただくべき事柄であると考えています。
								【総務省】 電子メールを利用する方法による選挙運動に使用する文書図面の頒布については、送信主体が候補者、衆議院及び参議院比例名簿登載者、政党等(候補者届出政党、衆議院及び参議院名簿届出政党等、確認団体)に限定されています。	【総務省】 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条の4	【総務省】 現行制度下で対応可能	【総務省】 平成16年10月から、eTAXホームページにおいて、eTAXの仕様公開の申し込みを受け付けることにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等が、eTAXに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。		
								【地方税法】 eTAXを運営している一般社団法人地方税電子化協議会では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、eTAXに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等に提供しているとともに、同協議会と民間ソフトウェア開発業者等との間で意見交換を実施しております。	【地方自治法、同法施行令】	現行制度下で対応可能	行政手続オンライン化法施行後も、同法の適用が可能であるにも関わらず一部手続においては対面・書面手続のみを認めていること等も踏まえ、全数調査の結果に応じ、ITの利活用による国民の利便性向上のため、法的措置も現行に引き続き検討してまいります。		
					【財務省】 国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発者向けに一般公開しております。	【財務省】	【財務省】 現行制度下で対応可能	【財務省】 平成15年4月から、e-Taxホームページにおいて、e-Taxの仕様を一般公開することにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者が、e-Taxに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。					
					【文部科学省】 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。	【文部科学省】 学校教育法第34条第1項、附則第9条 ・教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項 ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項	【文部科学省】 検討に着手	【文部科学省】 いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等において、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、平成28年度までに導入に向けた検討を行うこととされているところです。このスケジュールの通り、平成27年4月、専門的な検討を行うための有識者会議を設置したところであり、今後、この有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行っていく予定です。					

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
					<p>【厚生労働省】 遠隔診療の推進 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)については、(平成9年12月4日付健康政策第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」という。)において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく(指導等を行うこととしています。</p> <p>処方せんの電子化及び積極活用の早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)に基づく(厚生労働省の所管する法令の規定に基づき(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)において、対象となる具体的な書面及び電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されているところであるが、現時点で処方箋は対象とされていません。</p> <p>このため、厚生労働省の検討会や実証事業により、処方箋の電子化に当たり必要な環境整備等について、検討を行っています。</p>	<p>【厚生労働省】 医師法第20条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3、第36条の4、第36条の6 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第8条、第10条等</p>	<p>【厚生労働省】 対応 対応不可 対応</p>	<p>【厚生労働省】 本年8月10日付けで、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を発出しました。</p> <p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用を生じるおそれがあることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は授与する際に、その場所で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があります。また、この仕組みを今後とも堅持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されたところであり、要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく(需者の選択により使用されることとなつて問もない医薬品であつて、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものです。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬剤等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>なほ、本制度は、国民の安全を守るための制度であり、本提案を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成26年6月から施行されているが、法の附則にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況を動かし、要指導医薬品の販売のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしてあり、現在、制度が適切に運用されるよう周知徹底を図っている段階です。</p> <p>実証事業の結果を踏まえつつ、各種法令を遵守し、安全性の確保及び利便性の向上に資する形で今年度までに電子処方箋の導入を図ります。</p>				
					<p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>			<p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第35条</p>	<p>【国土交通省】 検討に着手</p>	<p>【国土交通省】 ITを活用した重要事項説明については、平成26年度に「ITを活用した重要事項説明等に係る検討会」において検討が行われた。その最終とりまとめにおいては、賃貸取引と法人間取引を対象とした「ITを活用した重要事項説明の社会実験(最大1年間)」を行い、その結果の検証のための検討会を招いて、トラブルの発生状況等を検証し、問題ないと判断されれば、賃貸取引及び法人間取引について本格運用へと移行すること、個人を含む賃貸取引については、検証結果を踏まえて社会実験又は本格運用を行うことを検討することされた。これを踏まえ、国土交通省において、「ITを活用した重要事項説明の社会実験」の準備を行っており、5月14日に社会実験のガイドラインを公表、7月30日に社会実験を実施する登録事業者を決定し、8月31日より社会実験の開始を予定しているところ。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目												
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)													
270831009	27年4月28日	27年5月15日	27年8月31日	各種手続き・事務対応の環境改善のための既存制度・法令の総点検・見直し (1)対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃 ・不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁 ・遠隔医療の推進 ・処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 (2)インターネット上で情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃 ・デジタル教科書の承認 ・処方箋の電子化及び積極活用を早期実現 ・金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 ・インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁) ・株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化 ・不動産取引における重要事項説明書面・媒介契約書面及び宅建法37条書面の電子化 (3)各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃 ・会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進(行政手続オンライン化法、商業登記法、e文書法等) ・個人及び法人による円滑な電子署名と電子認証の実現(電子署名法) ・電子私書箱の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討) ・民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現 ・政府・自治体から国民への書類通知や証明書書類発行も電子交付にする ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。	〔内閣官房〕 ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。 マイナンバー法において、市町村長は、申請に基づき、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の事項が記載され、本人の写真が表示された個人番号カードを交付することとされています。 また、マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。	〔内閣官房〕 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条、第9条、第17条	〔内閣官房〕 検討に着手	〔内閣官房〕 ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年9月にかけて、こうした手続の廃止を実施しました。編制の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年協議を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えております。 ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。 マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度利用範囲拡大に向けて、新設経緯推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー・個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。ご意見を頂いたマイナンバー制度を活用した公的個人認証や資格等の各種属性証明、選挙制度の見直し等についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。	個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国内に住民のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。 マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。 他方、マイナンバーについては一般の個人情報と比較してより厳格な取り扱いが求められており、その利用範囲はマイナンバー法に規定された範囲に限定されています。マイナンバーの利用範囲の拡大については、マイナンバー法の附則において、マイナンバー法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとされているところです。	〔総務省〕 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条の4 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第6章	〔総務省〕 対応不可	〔総務省〕 平成25年に成立したインターネット選挙運動に係る公職選挙法の改正は、議員立法として提案され、国会における御議論を経て行われたものです。その際、改正法の附則において、一般有権者の電子メール解禁については、インターネット選挙運動の実現状況に応じた適切な措置を講ぜられるものとしてされており、また、解禁後の諸課題の検討を行うため、各党協議会が設置され、議論がなされてきていると承知しています。一般有権者への電子メール解禁等を含むインターネットを利用した選挙運動のあり方については、選挙制度の根幹に関わる重要な事項であり、これまでの改正経緯を踏まえ、各党各会派において御議論いただくべき事柄であると考えています。 個人番号カードあれば、どこからでも投票できるようにする制度、とは、インターネットを利用した投票を念頭においていると思われるが、インターネットを利用した投票については、投票内容が外部から覗かれたり、変更を加えたりする危険がないのか、第三者による立会いがない中で、選挙人が外部からの影響を受けずに自由意思によって投票できる環境をいかに確保するか、などの課題があり、こうした課題の解決に向けた技術面や制度面での環境整備の状況を見極めた上で、国民的コンセンサスを得ながら、検討を進めていく必要があると考えています。	地方税法 〔地方自治法、同法施行令〕	現行制度下で対応可能	平成16年10月から、eTAXホームページにおいて、eTAXの仕様公開の申し込みを受け付けることにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等が、eTAXに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。	行政手続オンライン化法によって、行政機関への申請・届出や、行政機関が行う通知、縦覧・閲覧、作成等の手続について、個別の法令において書面で行うこととされている場合であっても、オンラインで行うことも可能となっております。	〔財務省〕 国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発者向けに一般公開しております。	〔財務省〕 -	〔財務省〕 現行制度下で対応可能	〔財務省〕 平成15年4月から、e-Taxホームページにおいて、e-Taxの仕様を一般公開することにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者が、e-Taxに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。	〔文部科学省〕 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことから、認められません。	〔文部科学省〕 学校教育法第34条第1項、附則第9条 ・教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項 ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第3項	〔文部科学省〕 検討に着手	〔文部科学省〕 いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議)等に記述されており、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれに関連する教育検定制度の在り方について、平成28年度までに導入に向けた検討を行うこととされています。 このスケジュールの通り、平成27年4月、専門的な検討を行うための有識者会議を設置したところであり、今後、この有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行っていく予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
					<p>〔厚生労働省〕</p> <p>遠隔医療の推進 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について、(平成9年12月4日付付健政発第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」という。)において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>処方箋の電子化及び積極活用の早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)に基づく(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)において、対象となる具体的な書面及び電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されているところであるが、現時点で処方箋は対象とされていません。このため、厚生労働省の検討会や実証事業により、処方箋の電子化にあたり必要な環境整備等について、検討を行っています。</p>	<p>〔厚生労働省〕</p> <p>医師法第20条</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3、第36条の4、第36条の5</p> <p>厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第8条、第10条等</p>	<p>〔厚生労働省〕</p> <p>対応</p> <p>対応不可</p> <p>対応</p>	<p>本年8月10日付けで、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を发出しました。</p> <p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その機能・効果等において人体に対する作用が著しく、重要な副作用を生じおそれることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は投与する際に、その場所で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があります。また、この仕組みを今後とも維持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されたところである。</p> <p>要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づく(需要者の選択により使用されることとなつてもない)医薬品であつて、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものである。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬剤等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本提案を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成26年6月から施行されているが、法の附則にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況等を動かし、要指導医薬品の販売のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしてあり、現在、制度が適切に運用されるよう周知徹底を図っている段階です。</p> <p>実証事業の結果を踏まえつつ、各種法令を遵守し、安全性の確保及び利便性の向上に資する形で今年度までに電子処方箋の導入を図ります。</p>				
					<p>〔国土交通省〕</p> <p>宅地建物取引業法第34条の2に定める書面(媒介契約成立後の書面)、第35条に定める書面(重要事項説明書)及び第37条に定める書面(契約成立後の書面)については、書面に交付する必要がある。</p> <p>宅地建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>	<p>〔国土交通省〕</p> <p>宅地建物取引業法第34条の2、第35条及び第37条</p>	<p>〔国土交通省〕</p> <p>検討に着手</p> <p>検討に着手</p>	<p>〔国土交通省〕</p> <p>宅地建物取引業者が交付する書面の電磁的方法による交付については、平成26年度にITを活用した重要事項説明等に係る検討会において検討が行われ、その最終とりまとめにおいて、「電磁的方法による交付を法令上可能とすることについて検討すべき」とされたところ。</p> <p>ITを活用した重要事項説明については、平成26年度にITを活用した重要事項説明等に係る検討会において検討が行われた。その最終とりまとめにおいては、賃貸取引と法人間取引を対象としたITを活用した重要事項説明の社会実験(最大2年間)を行い、その結果の検証のための検討会を設けて、トラブルの発生状況等を検証し、問題ないとは判断されれば、賃貸取引及び法人間取引について本格利用へと移行すること、個人を含む賃貸取引については、検証結果を踏まえて社会実験又は本格利用を行うことを検討することとされた。これを踏まえ、国土交通省において、ITを活用した重要事項説明の社会実験の準備を行っており、5月14日に社会実験のガイドラインを公表、7月30日に社会実験を実施する登録事業者を決定し、8月31日より社会実験の開始を予定しているところ。</p>				
271030005	26年10月31日	27年11月14日	27年10月30日	<p>既存公共施設の活用についての規制緩和(財産処分に関する手続きの簡素化)</p>	<p>急激に少子高齢化が進む中山間部の市町村においては、既存の公共施設の有効活用(転用)や需要の小さくなった施設の撤去への取り組みが地域経済的にも財政的にも不可欠です。このため、平成20年の補助金等適正化法の弾力化により、財産処分については大幅な規制緩和が図られたところですが、各省庁で異なる承認基準など、運用面においてはまたハードルが高い面があります。例えば、使用開始の日から経過年数が10年以上の財産処分が報告で済む場合において、経済産業省と農林水産省とでは報告事項に差異があります。そこで、様式を含め全省庁で統一され簡素化(一層の緩和)が進むよう提案します。</p>	<p>岡山県 真庭市</p>	<p>財務省</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)第22条は、補助金等の交付の目的の完全達成を図るため、一定の場合を除き、各省各庁の長の承認を受けず、補助事業者等が補助金等の交付の目的に反する取得財産等の使用、譲渡等の処分を行うことを禁止しています。</p> <p>他方で、補助金等の交付を受けた地方公共団体が行う財産処分については、補助金等適正化中央連絡会議決定「補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく(各省各庁の長の承認)について、(平成20年4月10日付附第108号)により、補助金等適正化法第22条に基づく各省各庁の長の承認についての一般的基準を示し、財産処分の基準の弾力化や手続きの簡素化を図っているところである。</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条</p>	<p>対応不可</p>	<p>補助金等の交付の目的は補助事業者ごとに異なることから、財産処分の承認基準についても、補助金等の執行責任を有する各省各庁の長が補助金等の交付の目的に応じて定める必要があります。そのため、一定の弾力化・簡素化を図つてまいりましたが、御提案のように財産処分の承認基準や承認手続を全省庁統一のものとするには困難です。</p>	
271120012	27年10月27日	27年11月9日	27年11月20日	<p>〔具体的な内容〕</p> <p>国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。</p> <p>リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p>〔提案理由〕</p> <p>現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない(平成27年度予算書:一般会計116件、特別会計26件)。国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理的である。</p> <p>「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同様のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p>	<p>国が翌年度以降にわたつて支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされています。</p> <p>長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信設備の提供を受け契約を締結することができることとされています。</p>	<p>(公社)リース事業協会</p>	<p>財務省</p>	<p>財政法第16条 会計法第29条の12</p> <p>現行制度下で対応可能</p>	<p>国が行う複数年度契約は、国庫債務負担行為により行うこととされています。よって、契約を行う各省各庁において、適切に活用するべき事項となります。</p> <p>なお、長期継続契約は、電気、ガス等の継続的給付であつて、かつ最小限度必要給付にのみ行うこととしています。</p>			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215038	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	製造たばこ小売販売業許可取得手続きの迅速化について(その1)	たばこ小売販売業許可取得手続きに係る審査期間を短縮していただきたい。 たばこ小売販売業許可取得申請において、予定販売所と最寄りのたばこ販売店に距離規制が設けられているが、特例として「最寄りの小売販売業者の営業所が休業の場合は予定販売所と当該たばこ店の距離は測定しない」とされている。 しかし、実態としては財務局から休業たばこ店に対して「廃業指導」があり、実際に廃業手続きが完了してはじめて予定販売所の販売許可が下りたため、通常の審査期間(2ヶ月程度)より更に1~2ヶ月期間を要している。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこ小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、最寄りの営業所が休業店である場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しないという距離基準の特例が設けられています。 小売販売業の許可申請については、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内(以下、「標準処理期間」という。)に処分をし、当該申請者に通知するように努めることとしています。 予定営業所の付近に、1月を超えて引き続きその営業を休止していることと認められる既設営業所があるときは、当該既設営業所が休業店に該当するか否かを判断するための調査を行っており、当該既設営業所から小売販売業の休止の届出がされていない場合には、必要に応じて小売販売業廃止届出書の提出又は小売販売業休止届出書の提出を指導しています。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年3月大臣省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	現行制度下で対応可能	処分行政庁である財務局に対して、標準処理期間内に小売販売業許可申請の処分をし、申請者に通知するよう改めて周知することはもとより、休業店に係る調査について迅速な処理を図るよう周知します。 なお、休業している付近店舗に対する廃業手続は、予定営業所への許可手続とは別に行うものであるため、廃業手続により予定営業所への許可手続が遅延することのないよう周知徹底します。	
271215039	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	製造たばこ小売販売業許可取得手続きの迅速化について(その2)	たばこ小売販売業許可申請に際し、予定営業所の距離基準内に無届休業店がある場合の手続きを迅速化していただきたい。 たばこ小売販売業許可申請に際し、予定営業所の距離基準内に無届休業店がある場合、財務局から許可名義人に対して廃業指導等が行われ、廃業手続きが終了した後予定営業所に許可されるが、標準処理期間より更に1~2ヶ月程の時間がかかっている。 予定営業所の最寄り店が無届休業店の場合は、直ちに審査を行うべきであると考え、	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこ小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、最寄りの営業所が休業店である場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しないという距離基準の特例が設けられています。 小売販売業の許可申請については、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内(以下、「標準処理期間」という。)に処分をし、当該申請者に通知するように努めることとしています。 予定営業所の付近に、1月を超えて引き続きその営業を休止していることと認められる既設営業所があるときは、当該既設営業所が休業店に該当するか否かを判断するための調査を行っており、当該既設営業所から小売販売業の休止の届出がされていない場合には、必要に応じて小売販売業廃止届出書の提出又は小売販売業休止届出書の提出を指導しています。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年3月大臣省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	現行制度下で対応可能	処分行政庁である財務局に対して、標準処理期間内に小売販売業許可申請の処分をし、申請者に通知するよう改めて周知することはもとより、休業店に係る調査について迅速な処理を図るよう周知します。 なお、休業している付近店舗に対する廃業手続は、予定営業所への許可手続とは別に行うものであるため、廃業手続により予定営業所への許可手続が遅延することのないよう周知徹底します。	
271215040	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	製造たばこ小売販売業許可営業跡地申請の待期間の廃止について	たばこ小売販売店の営業跡地近隣を予定営業所とする申請の待期間を廃止し先願主義としていただきたい。 たばこ小売販売店として6年以上営業していた既設営業所の供給区域内を予定営業とする申請をした場合、30日間の待期間が発生するが、処理期間が長くなり営業開始が遅れる場合がある。 たばこ小売販売店の1ヶ月を超えての休業期限は原則1ヶ年とされているが、建替えや再開発による場合は3年程度に延長すべきであると考え、	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこ小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、許可を受けて5年以上経過した小売販売業者が廃業した場合、その営業所の跡地又はその周辺(以下、「廃業跡地及びその周辺」という。)を予定営業所とする許可申請で、廃業時処分未済のもの及び廃業日の翌日から起算して30日以内に提出されたものについては、当該距離基準を緩和する特例(以下、「廃業跡地特例」という。)が設けられています。 小売販売業の許可については、原則として、申請の受理年月日の早いものから順次許可の可否を判断することとしています。廃業跡地特例の許可基準を満たす申請が2以上競合する場合は、抽選により一の申請の許可を行うこととしています。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年3月大臣省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	廃業跡地及びその周辺については、消費者利便の観点から新規出店を促す必要があるため、廃業跡地特例が設けられておりますが、その結果、営業所の立地が容易となることから、複数の許可申請が競合する可能性があります。 許可申請について受理年月日の早いものから順次許可の可否を判断することとした場合には、廃業日に合わせて許可申請するなど、廃業に関する情報を有する者のみが有利となるおそれがあるため、一定期間内の申請者については抽選により公平に取り扱う必要があると考えます。	
271215041	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	製造たばこ小売販売店休業期間の延長について	たばこ小売販売店が、営業所の建替えや再開発等により長期休業せざるを得ない場合は、休業期間を延長していただきたい。 たばこ小売販売店の1ヶ月を超えての休業期限は原則1ヶ年とされているが、建替えや再開発による場合は3年程度に延長すべきであると考え、	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	小売販売業者がその営業所における営業を引き続き一月を超えて休止する場合には、たばこ事業法に基づき、あらかじめ、理由を付してその旨を財務大臣に届け出なければならない。また、当該営業所の周辺を予定営業所とする許可申請があった場合、当該営業所が製造たばこの販売数量が低調な営業所(以下、「低調店」という。)であれば、予定営業所と当該低調店との距離は測定しないという距離基準の特例が設けられていますが、当該営業所が休止届に基づき(休業期限、原則として1年)までの間又はその休業期間の属する月の翌月から6ヶ月を経過していないときは、当該営業所を低調店としないこととしています。	たばこ事業法第22条、第23条、第29条、第31条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年3月大臣省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	対応不可	小売販売業者が、引き続き一月を超えて営業を休止する場合には、正当な理由を付けて届け出すれば、休業期間が一年を超えることも可能ですが、無制限にこの状態を継続させた場合には、その営業所周辺の消費者利便に著しい支障を及ぼすこととなります。このため、休業期間が一年を超える場合など長期にわたる場合は、距離基準の特例によりその営業所周辺に新規出店を認める必要があると考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215042	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	製造たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃について	たばこ小売販売業の許可基準における距離基準を撤廃していただきたい。 たばこ事業法第22条で、たばこ小売販売業の許可制を自分の間としているのは、たばこ専売制度の廃止に伴う激変を回避することによって、多数を占める零細経営者の保護を図る目的で採用されたものであると認識している。 零細経営者が大幅に少なくなっている現状を考えれば、その許可基準の一つである距離基準を撤廃すべきであると考ええる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年3月大蔵省告示第74号	対応不可	たばこ事業法における小売販売業の許可にかかる距離基準については、たばこ小売店の乱立を抑制することにより小売販売業の経営の安定を図ることに加えて、未成年者喫煙防止の社会的要請や不正取引防止の観点からも重要な役割を果たしていることから、引き続き必要な措置であると考えています。	
271215043	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	製造たばこ小売販売業の創業要件の緩和について	たばこ小売販売業の許可後1ヶ月以内に販売を開始しなければならないが、「3ヶ月以内、までに販売の開始要件を緩和していただきたい。 開発審査や建築工事の遅延等オーナー決定の遅れは除く)、計画当初は予定していなかった事由による開店日の遅延が発生しており、その都度、許可前の取り下げ申請、許可後の廃止届を提出しているが、正当な事由であれば当該申請は不要とすることで、申請者、J、財務局の事務手続きが削減されるものとする。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、許可後1ヶ月以内に開業の見込みがない場合は「不許可」となります。 また、許可後においては、正当な理由がないのに、一月以内にその営業を開始しないときは、許可の取り消し等の行政処分の対象となります。	たばこ事業法第22条、第23条、第37条 たばこ事業法施行規則第20条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	製造たばこの小売販売業を行う場合には、消費者利便の観点から、許可後1ヶ月以内に開業することを許可の要件としています。これを許可後3ヶ月以内に緩和すると、現行の期限内に開業が可能な申請者は、これまでより更に2ヶ月前に申請することが可能となります。 他方、許可申請については受理年月日の早いものから順次許可の可否を判定しているため、小規模な店舗を設置する場合など開業準備期間の短い申請者にとっては、事業計画が具体化せず許可申請が困難となるおそれがあることから、開業期限を緩和することは適当ではないと考えます。	
271215044	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	特定承継条件の緩和について	たばこ小売販売業許可の個人間の承継については、現状同居の三親等以内と定められているが、「同居」の規制を緩和していただきたい。 フランチャイズオーナーの高齢化に伴い、身内がオーナーの地位を承継しようとするが、前オーナーと同居していないケースが多く、たばこ小売販売業許可の保全が困難な場合がある。 特に、都市部では親と同居するケースはあまりなく、実態に沿わないことから、「同居」の条件を除外していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	小売販売業者について相続があったときは、たばこ事業法に基づき、相続人はその小売販売業者の地位を承継することとなります。また、法人が合併、分割する場合や、個人である小売販売業者が自らを代表者とする法人を設立した場合のほか、これに類する場合として、小売販売業者と同居する三親等内の親族が、当該小売販売業者から製造たばこの小売販売に係る営業を譲り受けた場合もその地位を承継することとなります。	たばこ事業法第27条、第28条 たばこ事業法施行規則第26条	対応不可	たばこの小売販売業者が第三者に営業譲渡する場合には、営業譲渡を受けた者が小売販売の許可申請を行うのが原則です。ただし、相続というむを得ない場合のほか、合併、分割など法人の組織再編や、法人と法人の代表者の間の営業譲渡など、経営の継続性や同一性が確保される場合に限り、小売販売業者の地位の承継を認めるとしています。 小売販売業者と同居する三親等内の親族が、当該小売販売業者から製造たばこの小売販売に係る営業を譲り受けた場合には、従前の許可名義人が同一世帯に属することで、承継後の経営にも一定の関与が見込まれる一方で、同居していない親族の場合は、承継後の経営の継続性や同一性が確保されているとは認められず、承継の対象とすることは適当ではないと考えます。	
271215045	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	移転申請の申請緩和について	現在でも1m未満の入口変更や手動から自動に変更になる際の移転申請が不要な財務局があることから、入口位置変更を伴う移転申請については、1m未満の入口変更であれば移転申請ではなく、届出書の提出だけに緩和していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	小売販売業者が営業所を移転しようとするときは、たばこ事業法に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない。その際、移転先の営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。 移転先の営業所から最寄りの営業所との距離は、移転先の営業所の店舗の出入口の中央から最寄りの営業所の店舗の出入口の中央までを、通常人間の往来する道路に沿って測定しています。	たばこ事業法第22条、第23条、第25条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年3月大蔵省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	小売販売業者が営業所を移転しようとする場合の許可基準については、適正配置の観点から距離基準が適用されており、店舗の出入口の中央から距離を計測していることから、たとえ同一の敷地内であっても営業所の移設あるいは出入口を変更する場合は、最寄りの営業所との距離に変更が生じる可能性があるため、原則として、小売販売業者は移転の許可申請を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215046	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日		<p>酒税は、酒類の製造場からの移出(保税地域からの引取り)の時に、酒類の製造者(引取者)を納税義務者として課税されますが、酒類の消費に負担を求める税の性格から、酒税相当額は酒類の価格に織り込まれ、最終的に消費者に負担を求めることが予定された間接税です。このため、酒類製造者や酒類販売業者の乱立等による過当競争や酒類取引の混乱を防止し、酒税相当額が適正に価格に転嫁されて酒税の保全が図られるよう、酒類の製造・販売については免許制度を採用しています。</p> <p>免許を受けるためには、酒税法に定める要件を満たす必要があり、申請者が要件を満たす者であるかどうかを判断するために必要な書類を同法施行令及び施行規則で定めています。</p> <p>酒類販売免許の申請については、酒税法施行規則第7条の3において、提出を要する書類を掲げていますが、この中に、「申請者の履歴書及び住民票の写し又はこれに代わる書類(法人にあっては、役員履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書)」「地方税の納税証明書」があります(施行規則7の3 一、三)。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒税法第9条 酒税法施行令第14条 酒税法施行規則第7条の3	対応不可	<p>登記事項証明書、地方税納税証明書の原本の提出を求めているのは、証明事項を公的機関が確実に証明したもの(偽造されたものではない)が必要であるという趣旨であるため、複写の提出を可とすることはできません。</p> <p>なお、従来より、登記事項証明書については、申請者が申請販売場の所在を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合は、添付を省略することができることとされています。また、平成25年4月に、同時期に同一の者から複数の申請が提出される場合に、一定の要件を満たしていれば、代表する一の販売場(主たる販売場)を除く(他の販売場)に係る登記事項証明書、地方税納税証明書の提出を省略することができるようにするなど、申請者の負担軽減に努めているところです。</p>		
271215047	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	酒類棚卸の柔軟な対応及び記帳帳票の簡素化について	<p>3ヶ月を超えない範囲の月末に実施する酒類棚卸を月中でも可とさせていただきたい。</p> <p>酒類の棚卸は3ヶ月を超えない範囲の月末に実施し、在庫数量を酒類区分別に酒類受払帳に当該期間の販売数量と併せて記載することが酒税法に規定されているが、他の商品と同様に月中での棚卸を可とさせていただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒税法第46条 酒税法施行令第52条第2項第2号 法令解釈通達第2編第46条4	検討を予定	<p>消費者等への販売(小売段階の払出し)については、酒類の最終流通段階であること、また、不特定多数の者への販売であることから、法の趣旨を逸脱しない範囲内で、酒類販売業者に対して、一定の要件の下で法令解釈通達で特例的に一括記帳を認めているものですが、法令解釈通達第2編第46条4(2)に規定する一括記帳を認る要件について、酒類の販売業者の事務負担軽減の観点から、この指針の月中の棚卸しを可能とすることを含め2016年上半年期までに検討します。</p>		
271215048	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	酒類・米の仕入・販売に関する記帳義務廃止について	<p>酒類及び米の小売販売業者に対して義務付けられている仕入及び販売に関する事項の記帳と書類の一定期間の保管を廃止していただきたい。</p> <p>酒類及び米の小売販売業者は仕入及び販売に関する事項について、帳簿に記帳し酒類は5年間、米は3年間保存する義務を負っている。</p> <p>酒類の取り扱いについては、2001年に距離基準、2003年に人口基準が撤廃され原則自由化となり、米の取り扱いについても2004年に業者登録制度が廃止され、届出制となる等、規制緩和が進んでいる。このように制度の当初の目的や趣旨が変更されつつある一方、事務作業に関する記帳義務については何ら見直しが見られない実態がある。事業者は所得税・法人税といった税務申告の観点からの記帳義務と他の法律により二重の記帳義務を負っており、見直しが必要であると考え。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省 農林水産省	<p>【財務省】 酒税法では、酒類の販売業者に対して酒類の受入れ及び販売の事実を帳簿に記載しなければならないこととされており、酒類の受入れに関しては、受け入れた酒類の区分及び種別ごとに、その数量、価格、受入れの年月日、引渡人の住所及び氏名又は名称並びに引渡人の住所及び名称、販売の事実に関しては、払い出した酒類の区分及び種別ごとに、その数量、価格、払出の年月日、受取人の住所及び氏名又は名称並びに受取先の所在地及び名称を記載しなければならないこととされています。</p> <p>また、酒類の販売業者が作成する帳簿は、その販売場ごとに常時備え付けておくこと及び帳簿を開帳したときは、開帳後5年間は保存しておくこととされています。</p> <p>【農林水産省】 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号、以下「米トレサ法」という。)第3条及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省・農林水産省令第1号、以下「主務省令」という。)第2条において、取引をした米穀等の名称、産地、数量、年月日、相手方、搬入又は搬出をした場所などの事項についての記録の作成を義務付けているところです。また、米トレサ法第6条及び主務省令第1条において、作成した記録を3年間の保存(品質が急速に変化する「速やかに消費すべき米穀等」については3年間、記録作成日から賞味期限までの期間が3年を超える米穀等については5年間)するよう義務付けているところです。</p>	<p>【財務省】 酒税法施行令第52条 法令解釈通達第2編第46条</p> <p>【農林水産省】 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条、第6条、米穀等の取引等に係る情報保存に関する省令第2条、第7条</p>	<p>【財務省】 対応不可</p> <p>【農林水産省】 対応不可</p>	<p>【財務省】 現行酒税法は、移出(引取)課税制度を採用しており、酒類は製造場から移出(引取)した時に納税義務が成立します。</p> <p>酒税法に規定される記帳義務は、酒類等の製造者及び酒類の販売業者に対し、酒類の製造、貯蔵及び販売に関する事実を正確に記載していた(ここで酒類の移出の事実を正確に把握し酒類の課税の適正を実現する目的により取られているもの)であり、商法上又は会社法上の義務として作成する商業帳簿や他の税法で規定される帳簿書類とはその目的が異なります。また、税務職員が酒税に関する調査について必要があるときは、これらの帳簿書類を検査し、又は提示若しくは提出を求めることができることとされていることから、帳簿書類は酒類の販売場ごとに常時備えおくとともに、帳簿閉鎖後一定期間は保存することとしています。</p> <p>酒類等の製造者及び酒類の販売業者に課される記帳義務及び書類の保存義務は、酒税の検査記録上、現在においても極めて重要な役割を持つものと考えておりますので、ご提案について対応することは困難です。</p> <p>【農林水産省】 1 米トレサ法では、食品事故などの問題事象が発生した場合に、迅速に流通ルートを設定し、原因の追及や問題商品の追跡を行うことが可能となるよう、米穀等の取引等に係る記録の作成・保存を義務付けているところです。</p> <p>2 税法においても、送り状などの取引に関する書類の整理保存等を求めています。米トレサ法が求める全ての事項(米穀等の産地、搬入・搬出をした場所等)について記録することまで求めているわけではなく、米トレサ法により記録義務を課しているところです。しかし、米トレサ法により、記録・保存が義務付けられる事項が、税務関係書類として記録・保存することとなる送り状などに既に記載されている場合、当該書類を税法に基づき保存すれば、これにより、米トレサ法に基づき記録・保存の義務を同時に履行したものと扱ってあります。</p> <p>3 なお、米トレサ法における記録の作成・保存については、書面(帳簿など)又は電子的記録を保存し、実際の取引に係る伝票類、納品書やそれらの組合せにより、義務付けられた記録事項が記載されたものを保存する方法があり、米穀事業者の負担と実行可能性に十分配慮して、制度を運用しています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △: 再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215049	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	一般酒類小売業免許申請書類の簡素化について	一般酒類小売業免許申請書に関する添付資料として、一部廃止又は簡素化していただきたい。「所要資金の額及び調達方法」「収支見込み(特に、需要予測は素人には難易度が高い)」事業の概要に、検討の余地があり、特に、コンビニエンスストアの場合、これらは画一的であり簡素化できると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒税は、酒類の製造場からの移出(保税地域からの引取り)の時に、酒類の製造者(引取者)を納税義務者として課されますが、酒類の消費に負担を求める税の性格から、酒税相当額は酒類の価格に織り込まれ、最終的に消費者に負担を求めることが予定された間接税です。このため、酒類製造者や酒類販売業者の乱立等による過当競争や酒類取引の混乱を防止し、酒税相当額が適正に価格に転嫁されて酒税の保全が図られるよう、酒類の製造・販売については免許制度を採用しています。免許を受けるためには、酒税法に定める要件を満たす必要があり、申請者が要件を満たす者であるかどうかを判断するために必要な書類を同法施行令及び施行規則で定めています。酒類販売免許の申請については、酒税法施行規則第7条の3において、提出を要する書類を掲げていますが、この中に、「事業の概要」「収支の見込み」「所要資金の額及び調達方法」があります(施行規則7の3 二、三、四)。これらに係る記載事項は、法令解釈通達で定めた様式を用いて記載し、提出いただくこととしています。	酒税法第9条 酒税法施行令第14条 酒税法施行規則第7条の3 法令解釈通達(様式編)	対応不可	いただいた提案には添付資料の簡素化について具体的な提案がないため、回答いたしかねます。免許を受けるための要件に「経営の基礎が薄弱でないこと」があり(酒税法10 十)、申請者がこの要件を満たすかどうか、酒類を継続的に販売するために必要な資金、販売施設及び設備を有していること等から判断するため、これらの書類の廃止はできません。なお、申請書類の作成に資するよう、「免許申請の手引き」を作成して記載例や留意事項を掲載することで、申請者の負担軽減を図っております。また、提案には「コンビニエンスストアの場合、これらは画一的であり簡素化できる」とありますが、酒類販売免許の申請を行うのはコンビニエンスストアだけではなく、どのような業態の申請者にとっても「画一的であり簡素化できる」ものであるとは限らないと考えます。申請書の様式については、現行法令上も改正を行うことは可能であるため、簡素化できる点がないか、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。	
271215050	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	一般酒類小売業免許の相談、法人成り等の見直しについて	法人の買収、合併等を行なった際、「承継」を認めていただきたい。現行では認められておらず、全員の管理職務者(前・廃業)新規申請せざるを得ず、酒類販売の空白期間が発生してしまうことあり、見直しが必要であると考え、	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒税は、酒類の製造場からの移出(保税地域からの引取り)の時に、酒類の製造者(引取者)を納税義務者として課されますが、酒類の消費に負担を求める税の性格から、酒税相当額は酒類の価格に織り込まれ、最終的に消費者に負担を求めることが予定された間接税です。このため、酒類製造者や酒類販売業者の乱立等による過当競争や酒類取引の混乱を防止し、酒税相当額が適正に価格に転嫁されて酒税の保全が図られるよう、酒類の製造・販売については免許制度を採用しています。こうした免許制度においては、酒類の製造者や販売業者の適正性を判断する基準としての免許の要件として、人的要件、経営基礎要件その他の一定の要件を定め、これに基づいて免許付与の判断を行うこととしており、また、そうした要件に基づいて付与された免許の効力は、免許を受けた者に限って生じるものです。	酒税法第9条、第10条 酒税法施行令第14条 酒税法施行規則第7条の3 法令等解釈通達2編9 14	対応不可	酒類の製造・販売免許の効力は、免許の付与を受けた者に限って生じるものです。このため、既に免許を受けている法人が合併等によって別の法人に変更となる場合において、その別の法人が継続して酒類の製造・販売を行うときは、その別の法人は経営者や経営状況等が既に免許を受けている法人と異なることから、その別の法人について、酒類の製造・販売を行う前に酒類の製造・販売が引き続き適正に行われるかどうかの審査を行う必要があります。したがって、このような審査を行わずに酒類の製造・販売免許の効力を自動的に承継させることは、免許制度を採用している趣旨に反するため、その別の法人には免許を受けるための一定の申請手続を行っていただく必要があります。また、この場合は、合併等が行われる前に、あらかじめ、合併法人等からの申請に基づき(酒税法令に則った)審査を行った上、免許の要件を満たす場合には、合併法人等に新たな免許が付与されます。その際、これまで事業を営んでいた被合併法人等に対する免許の取消と、合併法人等に対する新たな免許の付与が同一日に行われることとされています。事業の消滅切れることにはなりません。しかし、免許の要件の審査には一定の期間が必要となるため、合併等による免許の主体の変更の予定がある場合は、できる限り早い段階で税務署に相談いただければ、空白期間が生じないような免許の付与が可能です。なお、合併法人等が酒税法令に定める免許の要件を満たすかどうかについては、個々の案件によって異なるものと考えられるため、必ずしもすべての事業者に対し免許が付与されるものではありません。	
271215079	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	法定調書に係るデータを所轄税務署宛て提出する際の事務手続の簡素化	・現在、所得税法上、法定調書は、書面により所轄の税務署に提出することを原則としているが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、1000枚以上である場合は、インターネットを利用したe-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して提出する方法又は光ディスク等(CD・DVDなど)により提出する方法が認められている。この様な現状を踏まえ、以下の要望事項についてご検討をいただきたい。 <(1)e-Tax(国税電子申告・納税システム)による作成・提出対象となる法定調書の範囲の拡大> <(2)法定調書に係るデータの提出方法の選択肢の拡大> ・現在、e-Tax(国税電子申告・納税システム)、e-Taxソフト(WE B版)において、給与所得者の法定調書等の特定の調書については、合計5000枚かつ10MBを上限としてCSVファイルの送付が認められているが、生命保険関係の支払調書はその対象に含まれていない。また、仮に生命保険関係の支払調書が対象に含まれた場合でも、業務の特性上、一度に多量のデータを送付する必要があるため、送付可能なデータ容量の上限を超えてしまう可能性がある。 ・よって、データ提出に係る効率性の観点より、生命保険関係の支払調書を当該システムの対象に加えるとともに、一度に送信できるデータ容量の上限を拡大いただきたい。 ・現在、光ディスク等(CD・DVDなど)により提出する場合、担当者が所管の税務署に直接持ち込み、または郵送する等の対応を行っており、データ提出に係る効率性が損なわれている。 ・よって、現在の持ち込みや郵送の方法に加えて、たとえば、国税庁と事業者間に専用回線を開設する等、事業者が法定調書に係るデータの送受信をより効率的に行う方法についてご検討をいただきたい。 ・これらの要望の実現によって、より安全かつ効率的な法定調書に係るデータの提出が可能となる。	(一社)生命保険協会	財務省	・所得税法上、各法定調書については、書面により所轄の税務署に提出することを原則としておりますが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、1000枚以上である場合又は所轄税務署の承認を受けた場合においては、書面での提出に代えてe-Tax又は光ディスク等により提出する方法が認められております。 ・現在、e-Taxソフト(WE B版)においては、給与所得の源泉徴収票等の種類の調書について、合計5,000枚かつ10MBを上限として、「法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について(法令解釈通達)」に定められたCSVファイルを読み込むことにより、自動的にe-Taxで送信可能な形式へ変換し送付する機能の提供を行っているところで、 なお、ご指摘のとおり、生命保険関係の支払調書については、当該機能には対応しておりません。	所得税法第228条の4、所得税法施行規則第97条の4、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条	対応不可	(1) e-Taxソフト(WE B版)による作成・提出対象となる法定調書の範囲の拡大について ご提案の内容については、e-Taxソフト(WE B版)の仕組上、事業者の方の(パソコン等の性能に依存する点が多く、e-Taxソフト(WE B版)でご提案の内容を実現するためには、事業者の方の(パソコン等)について、より高性能な機器に更新していただくなどの負担が生じるほか、e-Taxソフト(WE B版)のシステム開発を行うに当たっては費用対効果も考慮し、多くの事業者の方が利用する給与所得の源泉徴収票等の調書は対象としている点につきご理解願います。しかしながら、一度に大量の法定調書を提出する必要がある特定の事業者の方につきましては、より迅速にe-Taxを利用した法定調書の提出が可能となるよう、e-Taxソフト(WE B版)の改修という枠組みとらわれず、e-Taxシステム本体の大量送信に向けたより一層の機能向上に向けて、予算事情等も考慮のうえ、引き続き検討してまいります。 (2) 法定調書に係るデータの提出方法の選択肢の拡大について ご要望につきましては、上記(1)のとおり、e-Taxの更なる利便性向上を検討することをもって、データ提出に係る効率性の向上を実現してまいりたいと考えております。いずれにせよ、今後とも、法定調書の電子的提出を推進し、提出義務者の方の利便性の向上を図ってまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271231010	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	酒類・たばこ販売時の年齢確認に関する法制化について	現行法では酒類・たばこを販売する際、未成年者に対する年齢確認が求められているが、未成年者が否かの判断が難しく(トラブルが起きている実態があることから、購入者自らが年齢を証明することを法制化していただきたい。	(一社)日本フロンティアチェーン協会	警察庁 財務省	【警察庁】 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)では、煙草又は器具を販売する者は年齢の確認その他の必要な措置を講ずることとされています。 未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)では、酒類を販売又は供与する者は年齢の確認その他の必要な措置を講ずることとされています。 【財務省】 1 煙草又は器具を販売する者は、未成年者喫煙禁止法に基づき、年齢確認その他の必要な措置を講ずることとされており、故意に未成年者にたばこの販売を行った場合は処罰されることとなります。 未成年者喫煙禁止法の規定に違反して処罰されたときは、たばこ事業法に基づき、許可の取り消し等の行政処分の対象となります。 2 酒類を販売又は供与する者は、未成年者飲酒禁止法に基づき、年齢確認その他の必要な措置を講ずることとされており、故意に未成年者に酒類の販売を行った場合は処罰されることとなります。 未成年者飲酒禁止法の規定に違反して処罰されたときは、酒税法に基づき、販売免許の取り消し等の行政処分の対象となります。	【警察庁】 未成年者喫煙禁止法第4条 未成年者飲酒禁止法第1条第4項	【警察庁】 対応不可	【警察庁】 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法では、たばこ販売業者、酒類販売業者等に対し、未成年者の喫煙及び飲酒の防止に資するために年齢確認その他の必要な措置を講ずる義務に係る規定を設けています。この規定は、20歳未満の者に対して、たばこ及び酒類を販売している実態がなくなる状況を踏まえ、平成13年の法改正において設けられたものでありますが、たばこ販売業者、酒類販売業者等が当該措置を講ずる根拠を付与する趣旨であったとも承知しているところ、国民の負担等を考慮すると、現時点では、購入者側に年齢を証明する義務を課す必要があるとは考えていません。 警察では、未成年者の喫煙及び飲酒を防止するため、非行防止教室を通じた啓発活動や街頭指導活動による注意・指導等を行っており、また、たばこ、酒類等の販売時の年齢確認に際して、購入者による犯罪等の違法行為が行われた場合には、厳正な対応をとることとしております。	
271231011	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	容器包装リサイクル法の見直しについて	現行の容器包装リサイクル法においては、容器包装製造・利用事業者が、該当年度に使用する特定容器包装の使用量を見込んで(=再商品化義務量の算定)、指定法人へ再商品化委託申請を行っている。この現状に対し、「見込み量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」から「製造・使用の実績量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」へ、容器包装リサイクル法制度を変更していただきたい。この変更により、商品や容器包装の価格に再商品化委託料が反映され、商品を仕入、購入した時点で再商品化委託費用の負担が完了し、再商品化委託金は上流の容器包装製造事業者が支払うという、より効率的で公平な制度に繋がると考える。なお、本件は指定法人と特定事業者との契約・支払方法を問題としたものではない。	(一社)日本フロンティアチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条、第14条	事実確認	容社の再商品化義務量の算定にあたっては、「見込み量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」ではなく、当該年度の「特定事業者の前事業年度実績」に基づいて算出されております。		
271231012	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	容器包装リサイクル法における新たなインセンティブの導入について	現行の容器包装リサイクル法では、再商品化義務量算定の際、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量、特定容器包装使用量より差し引いて申請可能な、量的な面でのインセンティブ制度が導入されている。しかし、再商品化された素材を用いた容器包装を使用した商品製造・販売、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用した商品製造・販売しても、容器包装リサイクル法上、何らインセンティブ制度はない、通常の容器包装の使用として扱われている。そのため、再商品化された素材を用いた容器包装を使用した場合(特に、国内の素材)、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用した場合、容器包装リサイクル法上のインセンティブ(算定係数を差を設ける等)制度を新設していただきたい。これにより、コストに係る「容器包装の質的な面における環境配慮」が促進されると考える。	(一社)日本フロンティアチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第11条、第12条、第13条	事実確認	容器包装リサイクル法は一般廃棄物の減量を目的としており、また、「容器包装の質的な面」の差に応じた算定係数を差を設けるインセンティブ制度は、他の特定事業者の負担を本来負うべき再商品化義務量以上に増加させることにもなるため、新設できません。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要()に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271231020	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	厚生労働大臣と経済産業大臣がそれぞれ定めるGILSP遺伝子組換え微生物を、財務省、農林水産省、環境省のカルタヘナ法第二種使用(閉鎖系使用)の産業使用案件についても適用できるようにしたい。	(提案内容) 厚生労働大臣と経済産業大臣がそれぞれ定めるGILSP遺伝子組換え微生物を、財務省、農林水産省、環境省のカルタヘナ法第二種使用(閉鎖系使用)の産業使用案件についても適用できるようにしたい。 (提案理由) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第2号)別表一では、特殊な培養条件下以外では増殖が制限され、病原性がないこと等のために、同省令で定められた最小限の拡散防止措置を執ることにより安全に使用できる微生物をGILSP遺伝子組換え微生物として各省大臣が定めることとされている。GILSP遺伝子組換え微生物は、前述の拡散防止措置に従って使う限り、承認申請を省略できることになっており、新技術の産業化促進に大いに貢献している。既にこのGILSP遺伝子組換え微生物を大臣告示として指定し(以下GILSP告示)、産業振興に活用している厚生労働省と経済産業省においては、互いに他省大臣の定めるGILSP遺伝子組換え微生物を自省大臣の定めるものに含むこととしており、現在使われている二つのGILSP告示については相互活用出来るようになっており、一方、財務省、農林水産省、環境省については未だこのGILSP告示が作られていないため、前述の優れた仕組みを効率的に活用できていない。財務省、農林水産省、環境省がそれぞれGILSP告示を別々に作るのではなく、そこにかけられるリスクや時間を考慮すると得策とは考えられないため、既に長期間活用され数多くの実績が蓄積されている厚生労働省及び経済産業省のGILSP告示を、財務省、農林水産省、環境省の閉鎖系産業使用案件についても適用できるようにしたい。	日本バイオ産業人会議	財務省 農林水産省 環境省	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(第12条)において「遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められている場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない。」。同法第13条第1項において「前条の主務省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の承認を受けた拡散防止措置を執らなければならない。」としている。同法第12条の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置については、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(第3条及び別表において、GILSP遺伝子組換え微生物(財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が定めるもの)について、拡散防止措置を定めている。財務省、農林水産省及び環境省は、現在、GILSP遺伝子組換え微生物を定めています。」		検討を予定	GILSP遺伝子組換え微生物は、宿主である微生物と挿入されたDNA(及び遺伝子マーカー)の組み合わせを考慮して、定められています。 財務省では、清酒製造に係るGILSP遺伝子組換え微生物を定めることができますが、現時点では、清酒製造に遺伝子組換え微生物は使用されていないことから、厚生労働省及び経済産業省で定めている告示を財務省で利用する状況はありません。 また、農林水産省では、主として動物用の医薬品製造を目的とした遺伝子組換え微生物を扱っており、これらに挿入されるDNAは、どの医薬品等や工業用酵素、試薬の製造のために挿入されるDNAとは異なることから、現時点では、既に厚生労働省及び経済産業省で定めている告示を農林水産省で利用する状況はありません。 このため、財務省及び農林水産省では、今後、厚生労働省及び経済産業省が定めるGILSP遺伝子組換え微生物に係る申請があった場合には、御指摘の告示の活用を検討したいと考えています。 さらに、環境省は、第二種使用等の確認を行う省庁にはなっていませんが、GILSP遺伝子組換え微生物を定めることができることになっています。そのため、現時点では御指摘の告示を法用する状況にはありませんが、今後、環境省に係る具体的な案件が生じた場合には、御指摘の告示の活用も含め、対応を検討したいと考えています。	
271231024	27年10月30日	27年12月9日	27年12月31日	税務申告や社会保障の申告における様式(フォーマット)について、書面で作成した場合、データ化した同書類を原本として認められるように見解を変えていただきたい。 マイナンバーの今後の普及により、税徴収運用は効率化すると思うが、民間企業の管理体制の効率化を進めるには、書面からデータへの切り替えを進め、不要な様式・書類の削減を図ることが重要であり、リスクの軽減にも繋がると考える。書面管理からデータ管理への移行は行政側にもメリットがあるように、原本書類のPDF化によって、原本を処分することが認められないということは、前述の効率化やリスク軽減が図れない。更に、今後の改正個人情報保護法によって全事業者が個人情報取扱事業者となるため、できるだけ余計な情報を持たないことが求められる。書面管理からデータ化への流れは企業にとって必然であり、それを推進できる見解への移行を希望する。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	税務書長の承認を受けた者は、国税関係書類(一定のものを除く。)について、一定の要件に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することを要し、その保存に代えることができることとされています。 一般的に、所得税等の納税申告書については紙媒体も含めて保存義務はありません。	所得税法等	その他	e-Taxでは、これまで書面での提出が必要であった添付書類について、平成28年4月から、PDF化したものの提出が可能となります。 なお、国税関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。		
271231025	27年10月30日	27年12月9日	27年12月31日	電子帳簿保存法の線引について 現在検討が進められている領収書の電子保存について、以下の要件緩和のものと、早急の実現を検討いただきたい。 ・対象金額の撤廃 ・利用するスキャナ仕様の簡素化 ・システム要件の緩和 現在、領収書については一部を除き、原本で7年保管が原則となっており、事業者にとって事務コストと保管コストの負担が大きい。 通信・電子機器が発展し、電子データが主流となっている環境下で、従来ながら「紙」媒体を基本とした制度の在り方について見直しが必要であると考えている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	税務書長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の要件に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することを要し、その保存に代えることができることとされています。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等	その他	平成27年度改正において、スキャナ保存の領収書等に係る金額基準が撤廃されており、平成28年度改正においては、利用するスキャナについては、原簿と一体となったものに限定する要件を廃止する等の見直しを行うこととされています。なお、国税関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。		
271231027	27年10月30日	27年12月9日	27年12月31日	電子帳簿保存法の承認要件の緩和 現状、電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による帳簿保存よりも過度に厳格となっている。 理由:電子帳簿保存法の承認を受けようとする要件が過度に厳格なため、各要件に対応するには会計システムや関連業務システムにて広範囲にわたって改修対応が必要。 また、課税期間を通じた帳簿書類のデータ量は一般的にDVDディスク容量4.7GBを超えるため、さらに大きなハードディスク等の保存ディスクを用意することが必要。 これら対応には相当コストを伴うため、企業の国税関係帳簿書類の電子化が阻害されている。 効果:税制分野でも紙による保存に替えて、電子化を推進していくことができ、企業にとっても、税務当局にとっても事務効率化が進む。	民間企業	財務省	税務書長の承認を受けた者は、国税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成した場合には、記録の真実性及び信頼性の確保に必要な所定の要件(検索機能の確保等)の下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができることとされています。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等	その他	国税関係帳簿の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271231032	27年11月2日	27年12月9日	27年12月31日	確定申告時の各種控除申請の添付書類の電子化	<p>[提案の具体的内容] 法人及び個人の確定申告における各種控除申請に必要とされる添付書類として、電子領収書等を確認する。例、電子領収書(パソコン等の画面に表示された領収書データ)を出力した書類について、確定申告時の寄付金控除の添付書類として現行では認められていない。</p> <p>提案理由 すべての業務が電子化されることで効率性を高めていく流れがある中で、行政手続き関係の電子化が進まないことは、中小企業、個人事業主をはじめ日本の法人の生産性が落ちる大きな要因になっている。また、電子政府が進められているが、目に見えぬ形で国民への恩恵があらかくなるようにする必要があるのである。 政府は、日本再興戦略として、「対面・書面交付原則を転換し、「原則」をルーティン化する」とを閣議決定しており、当該方針に沿って本件も早急に見直すべきである。また、当該見直しにあたっては、マイナンバー制度の活用を積極的に検討してもらいたい。 なお、当連盟では、日本再興戦略で言及されている「IT活用を推進するための新たな法制上の措置」に係る具体的な提案を行っているため、本件もその一環として対応していただきたい。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p>	(一社)新経済連盟	財務省	生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書に添付することとされている控除証明書又は領収書は、書面交付を受けたものに限られています。	所得税法等	検討に着手	平成28年度税制改正案において、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等をする必要とされている控除証明書又は領収書の範囲に、保険会社等又は寄附金の受領者から電磁的方法により交付を受けた当該控除証明書又は領収書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法(例、電子メールで受け取った電子データ等)により印刷した書面を追加することとされています。	
280115088	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	行政機関からの照会に係る事務手続の簡素化	<p>行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連の照会を受けている)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っている。</p> <p>行政機関からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。</p> <p>また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べべき者に対する支援の早期化が可能となる(なお、昨年度、警察庁・国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、統一状況をフォローしている状況であり、総務省との間では、様式の統一に向けて検討を進めている状況)。</p>	(一社)生命保険協会	警察庁 総務省 財務省 厚生労働省	<p>[警察庁] 現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日、保険種類、保険金額等)等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。</p> <p>[総務省] 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。</p> <p>地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。</p>	<p>[警察庁] 刑事訴訟法第197条第2項</p> <p>[総務省] -</p>	<p>[警察庁] その他</p> <p>[総務省] 検討に着手</p> <p>検討に着手</p>	<p>[警察庁] 照会の電子化について、生命保険協会と協議したところ、照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ対策が必要となり、現状の警察からの照会件数であれば電子化するよりも、現在のFAXを使用した照会方法の方が効率性等である等の理由から、照会の電子化に係る検討については見送るといふ結論で調整済みです。</p> <p>[総務省] 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。 照会文書の依頼事項に関する用語 照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)とされており、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会からは平成27年度中に結論を出す方針と聞いている。</p> <p>「規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)」については、「関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保険・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。」とされ、実施時期については「平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を(結論に)応じ、その後、速やかに措置」とされていることから、書式等の統一化に係る全国税務協議会における検討状況を踏まえ、検討を行う。</p>	
								<p>[財務省] 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p>	<p>[財務省] 国税通則法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税犯則取締法第1条第3項</p>	<p>[財務省] 照会様式の統一化 現行制度下で対応可能な 照会手続の電子化 検討に着手</p>	<p>[財務省] 照会様式の統一化 照会様式の統一化については、平成26年度に生命保険協会等と協議し、平成27年4月以降は、協議により統一した書式を使用しています。 照会手続の電子化 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行っており、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>	
								<p>[厚生労働省] 生活保護法第29条</p>	<p>[厚生労働省] -</p>	<p>[厚生労働省] 照会文書の様式の統一については、左記のとおり平成27年度からは統一化された様式が使用されており、当該調査に対する回答に係る事務の効率化を図っています。 また、照会のオンライン化の可否については、提案主体の意見等も踏まえて、今後検討していくこととします。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280215013	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直し	<p>【具体的内容】 食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「醗酵製造業」「そう菜製造業」「すし・弁当・調理パン製造業」「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設すると、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直しいただきたい。</p> <p>【提案理由】 食品リサイクル法では、食品廃棄物の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての報告が義務付けられており、食品関連事業者は、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出しなければならない。「業種区分ごとの食品残渣量」を把握する為には、残渣を「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生するため、その分別・計量に非常に困難と手間を要している。例えば、レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用され、下処理は同時に行われるが、サラダは「そう菜製造業」、サンドイッチは「すし・弁当・調理パン製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。また、野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。 実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物の発生抑制及び減量につながるとともに、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	食品リサイクル法では、再生利用等の推進を図るため、年間の食品廃棄物の発生量が100トン以上の食品関連事業者に対し、毎年、報告することを求めています。また、食品廃棄物の発生や再生利用等の状況については、食品関連事業者の業種等により差が見られることから、業種区分ごとの報告をお願いしているところです。	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令	現行制度下で対応可能	食品廃棄物等の発生量等は、実測によって、把握いただくことが望ましいと考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合にあっては「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン(農林水産省及び環境省作成)」を参考に、年又は月に数回程度の実測を実施した上で営業日数、売上高など食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能としているところです。	
280215026	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直しについて	<p>食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「醗酵製造業」「惣菜製造業」「すし・弁当・調理パン製造業」「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設する等、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直しいただきたい。 現行法にてオリジナル商品を生産しているお取引先(食品製造業)では、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出している。 「業種区分ごとの食品残渣量」を把握するためには、残渣を「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生しており、その分別・計量に非常に困難と手間を要しているためである。 実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量につながることも、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。 分類することが困難な例 レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用し下処理は同時に行うが、サラダは「惣菜製造業」、サンドイッチは「すし・弁当・調理パン製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。 分類作業が煩雑な例 野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	食品リサイクル法では、再生利用等の推進を図るため、年間の食品廃棄物の発生量が100トン以上の食品関連事業者に対し、毎年、報告することを求めています。また、食品廃棄物等の発生や再生利用等の状況については、食品関連事業者の業種等により差が見られることから、業種区分ごとの報告をお願いしているところです。	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令	現行制度下で対応可能	食品廃棄物等の発生量等は、実測によって、把握いただくことが望ましいと考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合にあっては「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン(農林水産省及び環境省作成)」を参考に、年又は月に数回程度の実測を実施した上で営業日数、売上高など食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能としているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △: 再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目				
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)					
280215040	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	政府の情報システム調達に関する改善要望	以下を推進していただきたい (1)入札制限の緩和(「根拠1」の第3章-1-(2)-) (2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の第3章-1-(3)-(6)) (3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版パイドール)(「根拠3」の第19条) (4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」) (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」)	(一社)電子情報技術産業協会	内閣官房総務省財務省経済産業省	政府情報システムの効率的かつ効果的な整備及び管理を行うため、その調達については、会計法令等に沿った運用上のルールを取り決め、その改善を図ってまいります。政府においては、従来の「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を平成26年度末をもって廃止し、平成27年度から、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(以下「標準ガイドライン」という。)等による運用を進めてまいります。このように、	(1)入札制限につきましては、過度な分離調達を抑制するため、標準ガイドラインにおいて、合理的な調達の基本単位の考え方を明示しております。	(2)損害賠償の上限設定につきましては、標準ガイドラインにおいて、損害賠償範囲の限度を契約書に記載する旨を明示しております。	(3)知的財産権の帰属につきましては、産業技術力強化法の趣旨に基づき、標準ガイドラインにおいて、受注者側に帰属することが原則である旨を明示しております。	(4)再委託に伴う情報開示の緩和につきましては、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)において、システムの開発等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、委託契約の相手方から、再委託に関する書面をご提出頂き、再委託を行う合理的理由等について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこととしています。	(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進につきまして、契約により、製造についての請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代金の一部を支払う必要がある場合には、その既済部分に対する代金の10分の9まで、また、性質上可分の製造についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代金の全額まで支払うことができます。	新たな標準ガイドライン等に基づき、政府情報システムに係る調達の改善につきましては今後も引き続き推進することとしております。このような中、	(1)現行制度下で対応可能 (2)現行制度下で対応可能 (3)現行制度下で対応可能 (4)対応不可 (5)現行制度下で対応可能	(1)入札制限について 従来の分離調達に係る取組を見直し、標準ガイドラインに基づき、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上で合理的な調達単位を検討することとしており、さらに、複数の単位を単一位として調達することが適切である場合も妨げない旨明示しておりますので、各府省において適切に運用がなされていくものと考えております。 (2)損害賠償の上限設定について 損害賠償責任の明確化の取組を引き続き推進していくため、従来の取組と同様、標準ガイドラインに基づき、損害賠償範囲の限度を設定することとしており、各府省において適切に運用がなされていくものと考えております。 (3)知的財産権の帰属について 技術に関する研究開発活動を活性化し、及び事業活動における効果的な成果物の活用を促進するため、標準ガイドラインに基づき、受注者側への帰属を原則とすることとしており、各府省において適切に運用がなされていくものと考えております。 (4)再委託に伴う情報開示の緩和について 不適切な再委託により効率性が損なわれないが、契約金額等を確認することで再委託を行う合理的理由等を審査しており、適正な履行を確保するため、ご提出頂くざるを得ないと考えています。 (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進について 制度の現状のとおり、完済前に代金の一部を支払う必要がある場合には、契約により明らかとした上で、支払うことができます。よって、契約を行う各府省において、適切に運用するべき事項となります。
280215054	27年11月10日	28年1月13日	28年2月15日	自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	{提案の具体的内容} 入国時に自動化ゲートを利用する外国人旅行者に対して、免税販売を利用する場合はパスポートに認印が必須であることを周知徹底する。 {提案理由} 日本在留資格を有する外国人(再入国許可を有する者に限る)については、所定の登録手続き(指紋情報の提供等)をすることで、入国審査官から認印を受けることなく、自動化ゲートを通過して出入国ができる。 免税手続きにおける非居住者の確認はパスポートの認印の有無で判断することと規定されている。自動化ゲート利用者は通常の手続きではパスポートに認印をもらうことなく、別途認印を自ら申し出なければならぬ。この周知が十分でないために、免税購入できずクレームやトラブルに繋がるケースがある。	(一社)日本経済団体連合会	法務省財務省国土交通省	外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品販売場制度)とは、輸出品販売場(いわゆる免税店)を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、その輸出品販売場において、免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です。免税店において免税販売できるのは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する「非居住者」に限られており、免税店では、購入者から提示された旅券に押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることを確認します。 自動化ゲートの利用者は、旅券に出入国の証印が押されていないため、これにより、免税店において非居住者であることが確認できない場合は、購入者は免税で購入することができないこととなります。 このため、国税庁ホームページに「輸出品販売場制度に関するQ&A」(平成26年8月)を掲載し、自動化ゲートを利用する場合であっても、証印が必要な場合は自動化ゲート通過時に申し出ることにし、証印を受けることができる旨の注意喚起を行っています。 なお、法務省入国管理局においては、従来から、自動化ゲート利用者で証印が必要な方に対して、自動化ゲートの通過時に職員に申し出るよう法務省ホームページにおいて周知しています。	消費税法第8条第1項、消費税法施行令第18条第2項、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号	消費税法第8条第1項、消費税法施行令第18条第2項、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号	免税で購入するためには、免税店において、購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があり、自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにし、証印を受けることができることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図ります。 法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ 日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト	対応				

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討して再検討を予定している事項
- △:再検討が必要()に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215060	27年11月25日	28年1月13日	28年2月15日	e-Taxソフト(WE B版)による法定調書の作成・提出対象およびデータ容量の上限の拡大	<p>[提案の具体的内容] e-Taxソフト(WE B版)により作成・提出可能な法定調書の範囲および、一度に送付できる容量の上限を拡大すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、所得税法上、法定調書は、書面により所轄の税務署に提出することを原則としており、法定調書の種類ごとに、基準年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である場合は、インターネットを利用したe-Tax(国税電子申告・納税システム)や光ディスク等(CD・DVDなど)により提出しなければならない。 生命保険関係の支払調書については、e-Taxソフトで作成・提出可能となっているが、e-Taxソフト(WE B版)の対象には含まれていない。そのため、生命保険会社では、合計5,000件かつ10MBを上限とするCSVファイルの送付が可能なe-Taxソフト(WE B版)ではなく、1件ずつ入力するe-Taxソフトを適した提出や、書面や光ディスクの郵送や持込みによる提出が必要となり、効率的な観点から大きな負担となっている。 また、仮に生命保険関係の支払調書がe-Taxソフト(WE B版)の対象に含まれた場合でも、生命保険会社業界は業務の特性上、一度に多量のデータを送付する必要があるため、送付可能なデータ容量の上限を超えてしまう可能性がある。 そこで、生命保険関係の支払調書がe-Taxソフト(WE B版)の対象に加えられると、一度に送信できるデータ容量の上限を拡大することを要望する。 要望の実現により、法定調書に係る安全かつ効率的なデータ提出が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省	<p>所得税法上、各法定調書については、書面により所轄の税務署に提出することを原則としておりますが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、1000枚以上である場合は、書面での提出に代えてe-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。 また、所轄税務署の承認を受けた場合においては、書面での提出に代えてe-Tax又は光ディスク等により提出する方法が認められております。 現在、e-Taxソフト(WE B版)においては、給与所得の源泉徴収票等9種類の調書について、合計5,000枚かつ10MBを上限として、「法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について(法令解釈通達)」に定められたCSVファイルを読み込むことにより、自動的にe-Taxで送信可能な形式へと変換し送付する機能の提供を行っているところです。 なお、ご指摘の通り、生命保険関係の支払調書については、当該機能には対応していません。</p>	所得税法第228条の4、所得税法施行規則第97条の4、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条	対応不可	<p>ご提案の内容については、e-Taxソフト(WE B版)の仕組上、事業者の方のパソコン等の性能に依存する点があるため、e-Taxソフト(WE B版)でご提案の内容を実現するためには、事業者の方のパソコン等について、より高性能なものが求められます。 また、e-Taxソフト(WE B版)については、システム開発を行うに当たっての費用対効果を考慮し、多くの事業者の方が利用する給与所得の源泉徴収票等の6調書を対象としている点につきご理解願います。 しかしながら、一度に大量の法定調書を提出する必要がある特定の事業者の方につきましては、より快適にe-Taxを利用した法定調書の提出が可能となるよう、e-Taxソフト(WE B版)の改修という枠組みにとらわれず、e-Taxのより一層の機能向上について、予算事情等を考慮の上、引き続き検討してまいります。</p>	
280215083	27年12月7日	28年1月27日	28年2月15日	電子帳簿保存の承認要件の緩和	<p>[提案の具体的内容] 「電子帳簿保存法」に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による帳簿保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。 紙による保存に替えて、電子化を税制分野でも推進していくことができるよう電子帳簿保存について見直すべきである。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 「電子帳簿保存法」に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による帳簿保存よりも過度に厳格となっている。 <要望理由> 電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格なため、各要件に対応するには会計システムや関連業務システムにて広範囲にわたって改修対応が必要となる。また、課税期間を通じた帳簿書類のデータ量は一般的なDVDディスク容量4.7GBを超過するため、さらに大きなハードディスク等の保存ディスクを用意することが必要となる。これらの対応には相当なコストを伴うため、企業の税務関係帳簿書類の電子化が阻害されている。 <要望が実現した場合の効果> 税制分野でも紙による保存に替えて、電子化を推進していくことができ、企業にとっても、税務当局にとっても事務効率化が進む。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省	<p>税務署長の承認を受けた者は、国税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成した場合には、記録の真実性及び視視性等の確保に必要となる所定の要件(検索機能の確保等)の中で、その電磁的記録の保存をもつてその書類の保存に代えることができることとされています。</p>	電子計算機を使用し作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等	その他	<p>国税関係帳簿の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えられています。</p>	
280215101	27年12月28日	28年1月27日	28年2月15日	酒類小売業免許における酒類販売業の承認手続きの簡素化	<p>[提案の具体的内容] 企業の経営統合や合併等を機に酒類販売業を承継するとき、引き続き当該販売場で営業を行っている場合は、酒類販売業免許取消申請書、店舗所有者及び店舗立地地権者全員の承諾書、建物等の配置図・収支の見込み、土地及び建物の登記事項証明書の提出を不要とするなど、承認手続きを簡素化すべきである。</p> <p>[提案理由] 酒類小売業免許を受けてから、酒類販売業者が法人成り等(法人成り、法人の合併、会社分割、営業の承継)をする場合に行う申請手続きにおいて、申請書又は添付書類として、引き続き当該販売場で営業を行っているにもかかわらず、改めて酒類販売業免許取消申請書、店舗所有者及び店舗立地地権者全員の承諾書、建物等の配置図・収支の見込み、土地及び建物の登記事項証明書、販売上の所在地の所轄税務署長に提出することについては、それらが本質的に必要なものか、提出の目的が判然としないものか少ない(ない)うえに、これらの書類・資料の入手・作成に要する作業の負担は膨大であるため、当該事業者の生産性向上に大きく阻害している。 例えば、過去の事例においては、以下の作業が発生した。 地権者への対応として、承諾書への署名・捺印のための書面の作成と発送(住所不明地権者の送付先確認も含む)、全店舗及び土地の簿本の取得、電話問い合わせ対応や訪問説明に相当の時間を費やした。また、 転賃物件の場合には、さらに所有者の転賃契約書の写しが必要であったため、所有者から写しを取り寄せた。 開店後数十年を経過した店舗は店舗図面が見当たらず、改めて図面を作成することとなった。現状販売している店舗にも関わらず、収支の見込み(次票4冊)の提出を求められた。 店舗144名の地権者の同意が必要で、作業に要した所要時間は368時間に上った。内、休日出勤は14日(労働時間116時間)、地権者を確認するために145枚の構面を取得し、その後180件の建物及び土地簿本も取得し費用は156,865円となった。 要望が実現すれば、企業による経営統合・合併を行う際に、地権者への対応も含めた承認手続き作業に要する時間の短縮、費用の削減、生産性の向上につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省	<p>酒類は、酒類の製造場からの移出(保税地域からの引取り)の時に、酒類の製造者(引取者)を納税義務者として課税されますが、酒類の消費に負担を求める税の性格から、酒税相当額は酒類の価格に織り込まれ、最終的に消費者に負担を求めることが予定された間接税です。 そのため、酒類製造者や酒類販売業者の乱立等による過当競争や酒類取引の混乱を防止し、酒税相当額が適正に価格に転嫁されて酒税の保全が図られるよう、酒類の販売について免許制度を採用しています。 こうした酒類の販売に係る免許制度においては、酒類の販売業者の適正性を判断する基準となる免許の要件として、人的要件、経営基礎要件その他の一定の要件を定め、これに基づいて免許付与との判断を行うこととしており、その判断のために必要事項の記載と一定書類の添付をした免許申請書類等の提出を求めています。</p>	酒税法第9条第17条、酒税法施行令第14条、第16条、酒税法施行規則第7条の3	対応不可	<p>酒類販売業免許の効力は、免許の付与を受けた「者」と「場所」に限って生じるものです。このため、既に免許を受けている被合併法人等が事業承継等によって合併法人等に変更となつて、合併法人等が新たに酒類の販売を行う場合は、経営者や経営状況等が被合併法人等と異なる合併法人等について、酒類の販売を行う前に酒類の販売が引き続き適正に行われるかどうかの審査を行う必要があるため、合併法人等に対して必要事項の記載と一定の書類の添付をした申請書類等の提出を求めています。 酒類販売業免許取消申請書については、免許の取消という目的のために被合併法人等に対して提出を求めているものであり、合併法人等から提出される酒類販売業免許申請書とあわせて、これらの書類がそれぞれ事業承継等の当事者から提出されることで、税務当局としても当事者双方の意思を尊重した免許行政を円滑に進めることが可能となります。 建物等の配置図・収支の見込みについては、販売場の地理的範囲の特定や免許申請者の酒類販売の見込みの確認等のために申請書への記載を求めています。被合併法人等と合併法人等とでは、経営者も経営状況も異なることから、事業承継等が行われた際、建物等の配置図・収支の見込みも当然に変わらうものです。このため、合併法人等の販売場に属する建物等の配置図・収支の見込みに関する事項の申請書への記載を求めることによって、税務当局として免許付与の適否の判断を行う必要があります。 土地及び建物の登記事項証明書及び賃貸の場合の転賃借契約書の写しについては、申請販売場の土地建物が確実に使用できるかを確認するためには、登記事項証明書及び賃貸借(転賃借)契約書等が最も一般的でかつ信用性が高いと考えられることから、その提出を求めているものです。土地建物の使用については、事業承継等の場合においても、契約関係がそのまま引き継がれるとは限らないことから、申請販売場の土地建物を確実に使用できることが確認できる書類の提出を求めることによって、税務当局として免許付与の適否の判断を行う必要があると考えられます。 なお、賃貸借(転賃借)契約書等の提出がない場合は、申請販売場の土地建物を確実に使用できることが確認できる書類として、店舗所有者及び店舗立地地権者の承諾書の提出を求めるとなります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318002	27年10月30日	27年11月18日	28年3月18日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の充実	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)のうち、本邦企業によるM&A等のための資金は、海外展開支援融資ファミリーにより本邦民間金融機関毎に融資枠が設定されているが、利用期限は平成28年6月末までの時限措置とされている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記本邦民間銀行向け貸付の制度の継続、拡充、本邦企業のIn-Out型企業買収を促進とする現行制度について平成28年6月以降の継続を検討頂きたい。また、本邦企業が中長期外貨資金を必要とするその他資金使途についても外貨特会を利用出来るような制度拡充について検討頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦民間金融機関各社とも外貨流動性・中長期資金調達手法の拡大と多様化は進んでいるものの、ドル・円ベースの差、外貨の預貸ギャップ等を背景に、ドル調達コストは引き続き高い水準で推移。 一方、本邦企業のIn-Out型企業買収は引き続き旺盛である他、スポンサーとして参画する大型海外プロジェクト等への外貨・長期の融資期待は引き続き大きい。 本邦民間金融機関の外貨調達に資するバックファイナンスを供与頂く事は、最終ユーザーである本邦企業の海外事業の強化・発展に資するものであり、斯様な制度の継続・拡充を要望するもの。 	都銀懇話会	財務省	海外展開支援融資ファミリーは、海外M&Aや資源案件等への資金供給を通じて、日本企業の海外展開を積極的に支援するものです。	その他	御提案については、為替・金融市場の動向や、ファミリーに対するニーズ等も踏まえながら、今後検討していきます。		
280318003	27年10月30日	27年11月18日	28年3月18日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社国際協力銀行(以下JBIC)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条六項二号に基づき、本邦の中堅・中小企業の海外事業、本邦法人の外国法人に対するM&Aに対する貸出を資金使途として、本邦民間銀行向け貸付(ツーステップ・ローン(以下TSL))を実施することができる。しかしながら、本邦の大企業の海外事業(M&Aを除く)については、同条項を根拠としたTSLの対象外となっている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条六項二号に基づき、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」を加えて頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨今の外貨調達コストの高止まり等、金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。 一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調、斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第十二条六項二号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない。 そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業の外に限定する意味は乏しい。 以上の理由から、上記要望を行うもの。 	都銀懇話会	財務省	株式会社国際協力銀行法上、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの銀行等向けツーステップ・ローンは、中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかかる出資外国法人等向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号イ)及び海外M&A向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ロ)の場合について、行うことができるとされています。	株式会社国際協力銀行法第十一条三号、第十二条第六項第二号	対応	現行法上も、海外M&Aに係るJBICの銀行等向けツーステップ・ローンにおいて、転貸先は中堅・中小企業に限定されておりません。また、本年2月に国会に提出したJBIC法改正案では、JBICのツーステップ・ローンの対象に海外インフラ事業に係る貸付も追加することとしており、この場合、転貸先は中堅・中小企業に限定しておりません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において検討します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280318029	27年11月25日	28年1月22日	28年3月18日		<p>[提案の具体的内容] 行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減等を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式の統一や照会手続の電子化を一層推進すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(年間約100万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っており、大きな負担となっている。 行政機関からの照会文書の様式の統一、および電子化を図ることにより、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現や行政機関における文書の印刷・郵送コストの削減、行政手続の迅速化による国民の効用の増加等、様々なメリットが生まれる。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することも可能になると考えられる。加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することを通じて生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生命保険への加入の有無を行政がすぐに把握でき、生活保護の支給開始までの期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。 昨年度も同様の要望を提出し、警察庁・国税庁・厚生労働省とは照会文書の様式の統一化を実現、実施状況をフォローしている状況であり、総務省は統一に向けた検討を進めているとの回答を得た。引き続き、様式の統一化や照会手続の電子化を進めることを要望する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁 総務省 財務省 厚生労働省	<p>[警察庁] 現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。</p> <p>[総務省] 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自自治体に委ねられています。</p> <p>地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自自治体に委ねられています。</p> <p>[財務省] 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進してあり、不正な脱税行為に対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期解決に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>[厚生労働省] 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第79条の規定の施行のために必要であると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めると、銀行等の関係人に対して報告を求めるところができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が漏れなくとも保護の決定を行うことができることとしています。 また、平成27年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところです。</p>	<p>[警察庁] 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項</p> <p>[総務省] -</p> <p>-</p> <p>[財務省] 法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税犯則取締法第1条第3項</p> <p>[厚生労働省] 生活保護法第29条</p>	<p>[警察庁] その他</p> <p>[総務省] 検討に着手</p> <p>検討に着手</p> <p>検討に着手</p> <p>[財務省] 照会様式の統一化 照会手続の電子化 検討に着手</p> <p>[厚生労働省] 検討に着手</p>	<p>[警察庁] 照会の電子化について、生命保険協会と協議したところ、照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ・対策が必要となり、現状の警察からの照会件数であれば電子化するよりも、現在のFAXを使用した照会方法の方が効率的である等の理由から、照会の電子化に係る検討については見送るという結論で調整済みです。</p> <p>[総務省] 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。 照会文書の依頼事項に関する用語、照会文書の書式、照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上」とされており、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会からは平成27年度中に結論を出す方針と聞いている。</p> <p>「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)」については、「関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。」とされ、実施時期については「平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)」とされていることから、書式等の統一化に係る全国税務協議会における検討状況を踏まえ、検討を行う。</p> <p>[財務省] 照会様式の統一化については、平成26年度に生命保険協会等と協議し、平成27年4月以降は、協議により統一した書式を使用しています。 照会手続の電子化 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行っており、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。</p> <p>[厚生労働省] 照会文書の様式の統一については、左記のとおり平成27年度からは統一化された様式が使用されており、当該調査に対する回答に係る事務の効率化を図っています。 また、照会のオンライン化の可否については、提案主体の意見も踏まえつつ、今後検討していくこととします。</p>	